

②所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定 → 180万円 - 120万円 (公的年金等控除) - 33万円 (基礎控除) = 27万円 (軽減に該当)

* 所得割 → 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円 (年間保険料のうち所得割額分)

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。



※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額が変わります。

被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

○保険料のお支払期間について

★納入通知書又は口座振替により保険料を納められる方の納期は、次のとおりとなっています。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月1日から 同月末日まで	8月1日から 同月末日まで	9月1日から 同月末日まで	10月1日から 同月末日まで	11月1日から 同月末日まで	12月1日から 同月25日まで

★年金から直接保険料を納められる方の納期は、次のとおりとなっています。

(年6回の年金定期払いの際に、年金から自動的に保険料がお支払いとなります。)

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
4月・6月・8月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には前年度の2月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は、本徴収と呼ばれ、前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を三期に分けて納めます。		

※加入時期や平成20年度2月分保険料の年金からのお支払いの状況によっては、4月から始まる年金からのお支払いではなく、納入通知書又は口座振替によるお支払いになる場合があります。

○新しい保険証(被保険者証)の交付について

現在ご使用いただいています保険証(被保険者証)は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。7月中にお手元へ新しい保険証(被保険者証)をお送りしますので、お手元へ届きましたら、そちらをご使用ください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011・290・5601

新冠町町民福祉課保健福祉グループ
☎ 0146・47・2113 (直通)

長寿医療制度(後期高齢者制度)のお知らせ

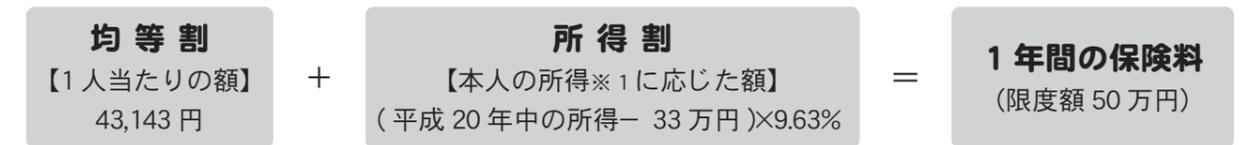
平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更等について

平成20年4月から始まりました長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方の、納入通知書又は口座振替による保険料のお支払いが、7月から始まります。

今年度の保険料額につきましては、7月上旬に通知する「保険料額決定通知書」によりご確認ください。また、保険料を年金から直接お支払いされている方で、4月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

○年間保険料の計算方法(平成21年度)

★保険料率は、平成20年度と変わりません。(軽減措置の一部を除く。)



注) 1年間の保険料について

* 月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入 → 1年間の保険料 ÷ 12か月 × 8か月 (8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料

* 保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

※1所得とは

前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

○保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたので、お知らせします。なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。



※8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は、9割軽減の該当となります。

※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは、平成21年度の保険料のみです。

保険料の軽減について

①均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$168万円 (年金収入) - 120万円 (公的年金等控除額) - 15万円 (特別控除額) = 33万円 (軽減判定の所得) → 8.5割軽減該当$$

特別控除額 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。